

○国立大学法人奈良女子大学学長選考会議規程

(平成16年4月16日規程第63号)

改正 平成18年3月3日規程第77号

平成27年9月28日規程第51号

国立大学法人奈良女子大学学長選考会議規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良女子大学学則第10条の規定に基づき、国立大学法人奈良女子大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 学長選考会議は、次に掲げる委員で構成する。

- 一 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第20条第2項第三号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営協議会において選出された者 4名
 - 二 法第21条第2項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究評議会において選出された者 4名
 - 三 役員会において選出された理事 1名
- 2 学長候補適任者に選考された者は、委員となることができない。
- 3 前項により委員を欠くに至った場合は、欠員となる第1項各号の選出会議が別の委員を選出するものとする。

(任期)

第3条 前条第1項の委員の任期は、その者の経営協議会委員、教育研究評議会評議員又は理事としての任期と同一の期間とする。

(審議事項)

第4条 学長選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学長選考基準・手続きに関する事項
- 二 学長候補者の選考に関する事項
- 三 学長の解任審査に関する事項
- 四 学長の任期に関する事項
- 五 学長の業務執行状況の確認に関する事項
- 六 その他学長選考に関し必要な事項

(議長)

第5条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 学長選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第4条第三号に掲げる事項については、出席委員の3分の2以上の議決を要する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月28日から施行する。